

# 新潟県中学校体育連盟表彰規程

## (表彰の種類)

第1条 本連盟の表彰は、次の三種類とする。

功労者賞 優秀指導者賞 優秀選手賞

## (表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、次のとおりとする。

- 1 功 労 者 賞 本連盟の発展に功労のあった者を表彰する。
- 2 優 秀 指 導 者 賞 優秀選手を育成した者を表彰する。
- 3 優 秀 選 手 賞 北信越大会又は全国大会に出場し、顕著な業績のあった生徒を表彰する。

## (表彰の方法)

第3条 表彰の方法については、次のとおりとする。

- 1 地区中体連・郡市中体連・専門部は、毎年1回表彰候補者を推薦し、経歴を添えて会長に申請する。
- 2 会長は、事務局会に被表彰者の原案を作成させ、理事会で決定する。
- 3 会長は、理事会で決定したものを代議員会に報告する。

第4条 表彰の基準についての詳細は、別に定める。

## (付 記 )

この規程は、平成元年 4月 1日から施行する。

平成2年 5月22日 一部改訂

平成6年12月14日 一部改訂

# 新潟県中学校体育連盟表彰に関する内規

候補者の推薦は、この内規によるものとする。

## ( 表 彰 の 基 準 )

- 1 功労者賞の候補者は、次の基準により本連盟の発展に寄与した者であること。
  - (1) 県中体連会長・副会長・理事長・理事・監事が退任した場合。ただし、副会長が会長に就任したときは、会長退任の場合。
  - (2) 郡市中体連会長を3年以上歴任し、退任した場合。
  - (3) 県中体連事務局幹事が退任した場合。
  - (4) 地区中体連事務局長・郡市中体連事務局長を3年以上歴任し、退任した場合。
  - (5) 県専門部長・副部長を3年以上歴任し、退任した場合。
- 2 優秀指導者賞候補者は、次の基準により優秀な競技者を育成するとともに、優秀な指導者として認められた者であること。
  - (1) 全国大会に出場し、団体（リレーも含む）3位以内又は個人優勝した場合。
  - (2) ブロック大会に出場し、団体（リレーも含む）優勝した場合。
  - (3) 県総体に出場し、団体（リレーも含む）優勝3回以上又は個人優勝5回以上した場合。
- 3 優秀選手賞候補者は、次の基準により優秀選手として認められた生徒であること。
  - (1) 北信越大会に出場し、優勝又は準優勝したチーム（リレーを含む）。
  - (2) 全国大会に出場し、入賞したチーム又は個人。
  - (3) 全国大会に3年連続出場したチーム又は個人。

## ( 付 記 )

- 1 上記表彰基準によりがたい場合は、理事会で決定する。
- 2 功労者賞と優秀指導者賞の重複表彰はありうるが、同一役職、同一競技の場合、各賞内の重複表彰はしない。
- 3 上記表彰基準にかかわらず、非違行為があった場合は、原則として対象外とする。

昭和54年	5月22日	制 定	平成 元年	4月 1日	一部改訂
昭和57年	5月22日	一部改訂	平成 2年	5月22日	一部改訂
昭和61年	5月27日	一部改訂	平成 5年	12月10日	一部改訂
昭和63年	12月15日	一部改訂	平成 6年	12月14日	一部改訂